

平成25年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月21日（木曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成25年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成25年2月14日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成25年2月21日（木） 午後2時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 21名

1番	山崎 数則	12番	田中 貞男
2番	菰刈 将鷹	13番	為 広 員史
3番	鎌田 基志	14番	山本 良熙
4番	三笠 輝彦	16番	古市 弘
5番	山田 勲	17番	蓬 清二
6番	高木 康光	18番	青木 義勝
7番	倉本 清一	19番	河野 雅廣
8番	吉田 耕一	20番	藪内 伊佐子
9番	内田 等	21番	門 瀧 雄
10番	森谷 政義	22番	高木 堅
11番	多田 照雄		

欠席議員 1名

15番	渡辺 慧
-----	------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格管理 グループリーダー	伊藤 英樹
副広域連合長	藤井 賢	事業課保険料 グループリーダー	樽本 誠司
事務局長	杉上 厚男	議会事務局長	森 覚
事業課長	岩滝 徹彦	事務局書記	和田森 哲也
総務課総務 グループリーダー	岡田 京子		

議 事 日 程

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第1号から議案第7号まで

議案第1号 平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第2号 平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第3号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部改正について

議案第4号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部改正について

議案第5号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)

議案第6号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第1号)

議案第7号 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画について

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第1号から議案第7号まで

○議長（菰渕将鷹君）これより平成25年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 会期決定について

○議長（菰渕将鷹君）まず、日程第1会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第2 会議録署名議員指名について

○議長（菰渕将鷹君）次に、日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において10番森谷政義君及び16番古市 弘君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（菰渕将鷹君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（森 覚君）議案第1号～議案第7号の議案を朗読〕

○議長（菰渕将鷹君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第3 議案第1号から議案第7号まで

○議長（菰渕将鷹君）次に、日程第3議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成25年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の新年度予算案でございますが、平成25年度の予算編成に当たっては、保険料負担の軽減措置を平成25年度も継続して実施するとともに、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

まず、議案第1号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として146万3,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め、被保険者証等の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び維持管理費のほか、丸亀市を除く派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費など、合わせて4億5,808万4,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、保険者機能強化事業費として、懇話会開催経費や後発医薬品差額通知に係る経費のほか、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託料などを、また特別対策事業費として制度の広報・周知等の経費を、長寿・健康増進事業費として市町が実施する人間ドック等の補助金などを、合わせて6,879万8,000円を計上したものでございまして、以上、一般会計予算総額は5億2,884万5,000円となり、平成24年度当初予算に比べ、金額で3,415万9,000円、率にして6.9%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、保険者機能強化事業費補助金を、第4款「繰入金」では、基金及び特別会計からの繰入金を、第5款「繰越金」では、前年度繰越金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養

諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます被保険者の療養給付費負担金及び療養費負担金を初め審査支払手数料を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を、合わせて1,307億7,266万9,000円を計上したものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金として8,750万円を計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和するための共同事業に対する拠出金として1,671万9,000円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施するための経費として4億4,571万3,000円を計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻しをした過年度分の過誤納保険料等相当分を補填するための経費を、第2項「繰入金」では、長寿・健康増進事業に係る経費として、国から交付される特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費を、合わせて5,411万4,000円を計上したものでございまして、以上、特別会計の予算総額は1,313億8,296万8,000円となり、平成24年度当初予算に比べ、金額で45億977万6,000円、率にして3.6%の増となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金、健診事業費補助金及び特別高額医療費共同事業補助金を、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第8款「繰入金」では、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減分の補填経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度繰越金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成25年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減を図るため、関係条文を整備す

るものでございます。

主な内容といたしまして、附則第28項では、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の9割軽減措置を、附則第29項では、被保険者均等割額が7割軽減される被保険者に対する8.5割軽減措置を平成25年度においても継続して実施するため、新たに規定を設けるものでございます。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、国の平成24年度補正予算において、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の負担軽減措置に対する補填経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されることに伴い、関係条文を整備するものでございます。

次に、補正予算案でございますが、今回の補正は、補正予算編成方針に基づき、決算見込みを行うとともに、不用額が生じる見込みであるもので、おおむね10万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたほか、平成25年度も保険料負担の軽減措置継続のため、国において補正予算措置が講じられることに伴い、関連事業費について措置したものでございます。

まず、議案第5号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」、第1項「議会費」では、臨時会の招集がなかったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、新たに負担割合相違管理システムを構築すること等による委託料の増額があるものの、入札に伴い、被保険者証等の印刷単価が減額になったことによる印刷製本費の減額、被保険者証等の発送件数が当初の予定を下回る事となったことによる通信運搬費の減額、次期システム導入移行作業が6か月から1か月になったことによる使用料及び賃借料の減額など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正をするものでございます。

また、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」では、入札に伴い、制度説明用冊子の印刷単価が減額になったことによる印刷製本費の減額等があるものの、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る平成25年度における保険料の減額のための補填財源として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金への積立金として増額補正するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。今回の補正額は7億5,358万2,000円の増額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと12億5,191万5,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を減額補正するほか、第2款「国庫支出金」では、保険者機能強化事業に係る補助金や、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金をそれぞれ増額補正することなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第6号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第2項「高額療養諸費」では、医療費が当初の予定を上回る見込みとなったことから、高額療養費負担金を増額補正するものでございます。

また、第2款「県財政安定化基金拠出金」では、広域連合の財政リスクに対応するため香川県に設置している財政安定化基金への拠出金について、当初の予定を下回る見込みとなったことから、減額補正するものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費について各広域連合が共同して負担する共同事業への拠出金が当初の予定を上回る見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、平成23年度の健診事業費に係る国庫補助金のほか、災害臨時特例補助金などの超過額を過年度収入精算返還金として、第2項「繰出金」では、長寿・健康増進事業に係る経費として交付される特別調整交付金を一般会計への繰出金としてそれぞれ措置するものでございます。

以上が後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございます。今回の補正額は2億6,935万円の増額補正となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと1,271億4,254万2,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第2款「国庫支出金」の第2項「国庫補助金」では、普通調整交付金及び健診事業費補助金を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金をそれぞれ減額補正するとともに、第2款「国庫支出金」の第1項「国庫負担金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第3款「県支出金」の第1項「県負担金」では、療養給付費負担金及び高額医療費負担金を、第4款

「支払基金交付金」では、後期高齢者交付金を、第10款「諸収入」、第3項「雑入」では、第三者納付金をそれぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第7号香川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてでございますが、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に実施するため、広域連合と広域連合を組織する関係市町の処理する諸事務を定めるとともに、住民に対し、広域連合の目標や事務処理の方針を明確に示す必要性から、広域計画の作成が義務づけられているものでございますが、平成19年度に策定しました広域計画の期間が今年度末で満了することに伴い、平成25年度以降の広域計画を策定するものでございます。

この広域計画は、4つの項目から構成しております。

第1点目の広域計画の策定に当たっては、これまでの経緯、広域計画策定の趣旨、広域計画の項目、香川県の現状と課題を記載しております。

第2点目は、基本理念と基本方針でございますが、まず基本理念においては地域住民のニーズを的確に把握し、地域や在宅で安心して医療を受けられるよう高齢期における医療の確保に努め、被保険者が安心して健やかに暮らせる社会を目指し、事務の効率化・適正化、健全な財政運営、医療費適正化の推進、健康づくりの推進、広報活動の充実、新制度への円滑な移行の6点を基本方針として掲げ、関係市町との連携を図りながら後期高齢者医療制度の健全かつ適正な運営に努めるとするものでございます。

第3点目は、高齢者の医療の確保に関する法律や広域連合規約に基づき、広域連合及び関係市町が行う事務でございますが、これまでの実施状況から、より役割分担を明確化したものでございます。

第4点目は、広域計画の期間及び改定でございます。

計画期間は、国及び香川県の医療費適正化計画が5年を1期間として定められておりますことから、これらの計画との整合性を図るため、5年を1期間とする計画としております。

また、今後事務の変更等が生じた場合には、随時、改定を行ってまいりたいと存じます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菰渕将鷹君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渟将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渟将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渟将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渟将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2

号) を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号香川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長から挨拶の申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、今後の社会保障制度改革のあり方を議論いたします社会保障制度改革国民会議の初会合が昨年11月30日に開催をされまして、民主、自民、公明の3党がまとめた検討項目に沿いまして、医療、介護、年金、少子化対策の4つのテーマを中心として議論が始まったところでございます。その後、昨年12月7日には2回目の会議が、また衆議院総選挙後の本年1月21日には3回目の会議が開かれておりまして、現政権下によ

ります本格的な議論が再開をされたところでございます。

御承知のとおり、前政権の民主党政権は現行の高齢者医療の制度を廃止をし、高齢者に係る国民健康保険の財政運営を都道府県が実施するなどの主張をいたしておりましたが、現政権におきましては、現行制度の存続を基本といたしまして、消費税を中心とした所要財源の確保を前提に公費負担の増加を目指すこととしておりまして、この両党の制度設計には大きな違いがあるわけでございます。

国民会議では、まずはこうした高齢者医療の制度的な枠組みそのものをどうするかといった検討が課題になるものと思われませんが、この枠組みにかかわらず、検討を要する課題もその他にもあろうかと存じておるところでございます。

具体的には、後期高齢者支援金の被用者保険の負担におきまして、これまでの加入者の人数に応じた負担から全面的に総報酬割導入への検討、また公費負担のあり方、保険料などについて議論されるべきものと思っております。加えて、将来に向けまして社会保障全体の中で、医療や医療保険のあり方についても議論が行われるということになっております。

本広域連合といたしましては、この国民会議における議論によりまして検討されます制度が社会保障制度における安定的で持続可能な制度となるように期待をいたしますとともに、引き続き国の動向、また全国市長会等関係団体の動向にも十分注視をしながら、本制度の円滑かつ効率的な事業運営に配慮してまいりたいと存じておるところでございます。

どうか議員皆様方におかれましては、今後ともより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしまして、まことに簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○議長（菰渕将鷹君）これにて平成25年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

會議錄署名議員

議 長 菰 渕 将 鷹

議 員 森 谷 政 義

議 員 古 市 弘